

鈴鹿市告示第 1 7 0 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年三重県条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
貼り札 1 4 枚
立看板 2 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
南玉垣町
- 3 保管した広告物又は掲出物件を除却した日
令和 6 年 8 月 2 日
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還を希望する者が申し出る場所
鈴鹿市都市整備部都市計画課計画・景観グループ
(鈴鹿市神戸一丁目 1 8 番 1 8 号)